

# 成田市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託

## 特記仕様書

### 第1章 総 則

#### (適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、成田市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託に適用する特記事項を示すものである。

#### (目的)

第2条 本業務は、成田市都市計画マスタープランや成田市立地適正化計画の目指す、地域の特性を生かした土地利用と利便性の高い公共交通網の形成に向けた公共交通のマスタープランとなる「成田市地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」の策定を支援するものである。なお、策定の支援にあたっては、現状の公共交通網の課題や、空港周辺に建設が予定される附属病院や市場など、本市の新たな拠点とのアクセス性を考慮するとともに、地域公共交通再編実施計画等の具体化する計画を視野に入れた実効性のある計画として本計画の策定を支援するものとする。

#### (法令等の厳守)

第3条 本業務は、本特記仕様書のほか、交通政策基本法、都市再生特別措置法、その他関係法令及び通達に基づき実施しなければならない。

#### (調査範囲)

第4条 本業務の調査範囲は、成田市全域とする。

#### (疑義)

第5条 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、成田市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が協議し、甲の指示を受けるものとする。

#### (管理技術者及び主任技術者)

第6条 本業務を遂行するに当たって、乙は甲の意図及び目的を十分に理解したうえで、経験のある管理技術者及び主任技術者を定め甲の承認を受けるものとする。

(提出書類)

第7条 乙は、本業務の実施にあたり、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表 (当初及び実施)
- (3) 管理技術者及び主任技術者届
- (4) 作業員名簿
- (5) 業務計画書

(貸与資料)

第8条 甲は、本業務実施にあたり関係資料等を貸与するものとする。

なお、乙は甲により貸与される関係資料等についてその重要性を認識し、取扱及び保管を慎重に行わなければならない。

(個人情報等の保護)

第9条 乙は、本業務実施中に知り得た個人情報等は、成田市個人情報の保護に関する条例の規定に基づき、適切に取り扱い第三者に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、本業務実施中に生じた諸事故に対しては、その責任を負い、乙の責任においてその一切の処理をするものとする。

(打ち合わせ・協議)

第11条 本業務の実施にあたっては、甲と十分な打ち合わせ・協議を行いながら進めるものとする。

(検査)

第12条 乙は、全工程完了後、甲に業務完了届、実施工程表とともに成果品を提出し、甲の完了検査を受け、検査の合格をもって業務を完了するものとする。

(成果品の帰属)

第13条 本業務の成果品はすべて甲の帰属とし、乙は甲の許可なく成果品等を公表または貸与してはならない。

(履行期間)

第14条 本業務における履行期間は契約日の翌日から令和3年3月25日とする。

## 第2章 業務内容

(業務内容)

第15条 本業務にあたっては、成田市都市計画マスタープラン2017で示す将来都市像の実現と成田市立地適正化計画で示す公共交通網の維持・確保に向けた施策を示すとともに、新たな土地利用や拠点形成に伴う、アクセス性の確保など、将来を見据えた公共交通のマスタープランとして網形成計画の策定を支援するものとする。なお、策定の支援にあたっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）で規定されている網形成計画に定める事項、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）で規定されている網形成計画の作成に関する基本的な事項等に留意する。

(1) 法で規定されている網形成計画の記載事項

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 網形成計画の区域
- ③ 網形成計画の目標
- ④ 網形成計画の目標を達成するために行う事業及び実施主体に関する事項
- ⑤ 網形成計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 網形成計画の期間
- ⑦ その他網形成計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(2) 基本方針で規定されている網形成計画の作成に関する基本的な事項

- ① 網形成計画の記載事項
- ② 都市計画等との調和
- ③ 協議会

2. 令和元年度及び令和2年度の業務内容は以下のとおりとする。

**【令和元年度】**

(1) 地域公共交通の役割と課題の整理

地域公共交通の役割と課題の整理にあたり、平成30年度に実施した基礎調査等の結果を踏まえ、計画策定の背景及び必要性を明確にする。また公共交通に係る役割と位置づけを明確化するとともに、公共交通に係る問題点と課題を整理する。

①地域公共交通の役割

- ・まちづくりにおける公共交通の役割
- ・公共交通手段ごとの役割

## ②地域公共交通の課題整理

- ・まちづくりの視点からの問題及び課題
- ・公共交通の持続性確保の観点からの課題

## (2) 網形成計画策定の必要性の明確化

計画策定の背景となる課題の整理を受け、策定の必要性を明確化する。

## (3) 基本方針の検討及び設定

地域が目指す将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化し、公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を体系的に定める。

- ①目指すべき将来像
- ②公共交通が果たすべき役割
- ③公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性

## (4) 計画目標の設定

基本的な方針を踏まえ、目指すべき目標を設定する。目標設定にあたっては、定性的な目標とともに、数値指標による定量的な設定を行う。

- ①目標
- ②数値指標及び選定理由
- ③目標値、年次及び設定理由

## (5) 目標達成のための施策の体系整理

検討した課題や基本方針等に対応し、目標達成のための事業メニューを抽出し、体系的に整理を行うものとする。

## (6) 計画策定に係る運営支援

計画策定に係る策定組織や諮問組織等の会議の運営補助、及び住民意向調査会議やパブリックコメントの実施にあたり運営支援を行う。

- ① 策定協議会運営補助
  - ・会議資料の作成、参加、議事録の作成
- ② 庁内委員会運営補助
  - ・会議資料の作成、参加、議事録の作成
- ③ 住民意向調査会議運営補助
  - ・会議資料の作成、参加、意見整理、議事録の作成

- ④ パブリックコメント運営補助
    - ・パブリックコメント資料作成、意見整理、回答補助
- ※詳細は企画提案書等を考慮し調整する。

(7) 中間成果品の作成

- ・上記の業務結果を踏まえた、中間報告書の作成を行う。

(8) 打ち合わせ協議

- ・適宜（4回程度）実施し、協議記録の作成を行う。

【令和2年度】

(9) 施策・事業の内容検討

前年度に実施した施策の体系整理において、施策として位置付けた施策及び事業について具体的な検討を行う。具体的には、施策及び事業名、実施の目的、事業の概要、主な事業エリア、実施主体、実施時期等を設定する。また、再編実施事業を想定し、施策として位置付ける。

(10) 計画の達成状況の評価

目標及び施策や事業等の達成状況を評価する手法及び評価の時期について位置付ける。

(11) 計画策定に係る運営支援

計画策定に係る策定組織や諮問組織等の会議の運営補助、及び住民説明会やパブリックコメントの実施にあたり運営支援を行う。

- ①策定協議会運営補助
    - ・会議資料の作成、参加、議事録の作成
  - ②庁内委員会運営補助
    - ・会議資料の作成、参加、議事録の作成
  - ③住民説明会運営補助
    - ・住民説明会資料作成、意見整理、会議概要の作成
  - ④パブリックコメント運営補助
    - ・パブリックコメント資料作成、意見整理、回答補助
- ※詳細は企画提案書等を考慮し調整する。

(12) 成果品の作成

- ・上記の業務結果を踏まえた、業務報告書、計画書、概要版の作成を行う。

(13) 打ち合わせ協議

- ・適宜（4回程度）実施し、協議記録の作成を行う。

### 第3章 納入成果品

第16条 本業務における納入成果品は以下のとおりとする。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) 中間報告書             | 100部 |
| (2) 業務報告書             | 3部   |
| (3) 計画書               | 100部 |
| (4) 概要版               | 500部 |
| (5) その他運営補助に係る資料等関係資料 |      |
| (6) 上記各電子データ          | 一式   |